新たな投資をする事業者を応援します

～産業支援奨励金～

市では、市内にある既存の産業を応援し、また新しい企業を誘致するため、平成18年度から新たな投資に対しての奨励金を交付しています。

今号では、この奨励金の概要についてお知らせします。

産業振興課 ☎66◆1119

制度の概要とその目的

市内産業の活性化を図るため、工場や事務所の建設、機械設備の導入などを行う事業者に対し、奨励金を交付する制度。

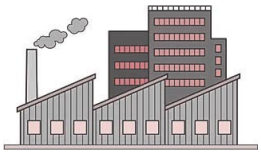

対象となる事業

この制度の対象となる事業は、次の要件をすべて満たしている事業です。

▼市内で投資を行う事業

市内で家屋または償却資産を取得する事業。ただし、公営事業者（鉄道・電気・電気通信・ガス事業者）が行う事業は対象外です。

▼営利を目的とし、継続的に行う事業

住宅や家庭用の倉庫は営利を目的としないため、対象となりません。また、事業を継続的に行う必要があるため、分譲マンションは対象となりませんが、賃貸マンション・アパートは対象となります。

▼投資により新たに課される固定資産税評価額が3千万円以上（中小企業者）の事業

家屋または償却資産の固定資産税評価額の合計額が、3千万円以上（中小企業者以外は1億円以上）である事業。

・家屋の用地のために平成18年1月2日以降に土地を取得した場合は、その土地の固定資産税評価額を家屋の固定資産税評価額に加えることができます。

・家屋を増築する場合は、増築部分のみの固定資産税評価額が対象です。

・家屋を改築する場合は、改築前と改築後の固定資産税評価額の差額で判断します。

中小企業の定義

業　種	定義（会社または個人）
製造業・建設業・運輸業	資本金：3億円以下 従業員数：300人以下
卸売業	資本金：1億円以下 従業員数：100人以下
サービス業	資本金：5,000万円以下 従業員数：100人以下
小売業	資本金：5,000万円以下 従業員数：50人以下

※資本金、従業員数のいずれかを満たせば中小企業者となります。

奨励金の額

奨励金は、新たな投資に課される固定資産税相当額（上限：年間5千万円）で、固定資産税を納付した翌年に交付します。家屋は3年間、償却資産は1年間が対象です。

制度の期間

平成23年3月31日までに認定を受けた事業（5年間の時限制度）。なお、この奨励金は家屋で1回、償却資産で1回が限度となります。

事業認定の条件

事業として認定されるためには、次の条件を満たしていることが必要です。

○家屋や償却資産を購入する場合は購入する前、家屋を新築・増改築する場合は工事に着手する前に認定申請をすること。

○認定申請をした日の翌々年の1月1日までに家屋や償却資産を取得すること。

○建築基準法・都市計画法などの法令に違反していないこと。

○申請者に市税の滞納がないこと。

詳しくは、産業振興課へお問い合わせください。